

食品安全委員会緊急時対応専門調査会

第5回会合議事録

1. 日時 平成16年3月18日（木） 10:00～11:51

2. 場所 委員会中会議室

3. 議事

- (1) 食品安全関係府省緊急時対応マニュアル（仮称）（案）について
- (2) 食品安全委員会緊急時対応基本指針（案）について
- (3) BSEと鳥インフルエンザについて
- (4) その他

4. 出席者

（専門委員）

丸山座長、飯島専門委員、春日専門委員、小泉専門委員、近藤専門委員、但野専門委員、
田中専門委員、元井専門委員、山本専門委員、渡邊専門委員

（食品安全委員会委員）

見上委員、本間委員

（厚生労働省）

桑島課長補佐

（農林水産省）

朝倉食品安全危機管理官

（環境省）

沼田係長

（事務局）

梅津事務局長、一色事務局次長、杉浦情報・緊急時対応課長、鈴木（章）課長補佐

5. 配布資料

- ・資料1 食品安全関係府省緊急時対応マニュアル（仮称）（案）の位置付け
- ・資料2－1 食品安全性関係府省急時対応マニュアル（仮称）（案）
- ・資料2－2 食品安全関係府省緊急時対応マニュアル（仮称）（案）における緊急対策本部設置までの流れ
- ・資料3－1 食品安全委員会緊急時対応基本指針（案）
- ・資料3－2 食品安全委員会緊急時対応基本指針（案）における緊急時対応の流れ
- ・資料3－3 食品安全委員会緊急時対応基本指針（暫定版）からの主な改正
- ・資料4 米国のBSEに対する食品安全委員会の対応
- ・資料5 高病原性鳥インフルエンザに対する食品安全委員会の対応
- ・参考資料1 食品安全委員会緊急時対応基本指針（暫定版）
- ・参考資料2 厚生労働省健康危機管理基本指針
- ・参考資料3 農林水産省食品安全緊急時対応基本指針

6. 議事内容

○丸山座長 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから食品安全委員会第5回緊急時対応専門調査会を開催いたします。

本日出席の委員は10名でございます。岡部専門委員、吉川専門委員、羽生田専門委員が御欠席でございます。

なお、本日は厚生労働省、農林水産省並びに環境省の各御担当にも御出席いただいております。

本日の議題は御案内のとおりでございますが、マニュアルだ、指針だということで、ちょっとややこしい面もありますので、審議にあるいは本格的な議題に入る前に、事務局からこの辺の関係を御説明あるいはお話をいただくということから始めたいと思いますが、まずは、事務局から今日の配付された資料の確認をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○鈴木（章）課長補佐 資料の確認をさせていただきます。

最初に、ちょっとのどを痛めておりまして、聞き苦しい声で大変恐縮でございます。

資料でございますが、まず、資料1といたしまして「食品安全関係府省緊急時対応マニュアル（仮称）（案）の位置付け」というものが1つ。

それから、資料2－1といたしまして「食品安全関係府省緊急時対応マニュアル（仮称）（案）」

というものが1つ。資料2－2といたしまして「食品安全関係府省緊急時対応マニュアル（仮称）（案）における緊急時対策本部設置までの流れ」というポンチ絵。

それから、資料3－1といたしまして「食品安全委員会緊急時対応基本指針（案）」。資料3－2といたしまして「食品安全委員会緊急時対応基本指針（案）における緊急時対応の流れ」というポンチ絵。それから、資料3－3といたしまして「食品安全委員会緊急時対応基本指針（暫定版）からの主な改正」という1枚紙。

資料4といたしまして「米国のBSEに対する食品安全委員会の対応」。

資料5といたしまして「高病原性鳥インフルエンザに対する食品安全委員会の対応」。

参考資料1といたしまして「食品安全委員会緊急時対応基本指針（暫定版）」。

参考資料2といたしまして「厚生労働省健康危機管理基本指針」。

参考資料3でございますが「農林水産省食品安全緊急時対応基本指針（案）」とついてございますが、実はこの「案」は取れております。大変恐縮でございます。この場を借りて訂正していただければと思います。

以上でございます。

○丸山座長 どうもありがとうございます。今日は資料が多うございますが、もし足りない場合には事務局の方にお申し出ください。

それでは、これまで緊急時対応専門調査会というのは計4回開催してまいりました。各専門委員の御検討により、第1回と第2回は食品安全委員会緊急時対応基本指針暫定版というものを審議してまとめていただきました。

また、第3回、第4回というのは、基本的事項ということについて御審議をいただき、策定をさせていただきました。

今日の専門調査会では「食品安全関係府省緊急時対応マニュアル（仮称）」と、それから「食品安全委員会緊急時対応基本指針（案）」に関して議論を行うことになっております。これが主な議題でございますが、先ほど申し上げましたように、このマニュアルとか指針ということの位置関係を頭に置いていただかないと、私も含めてですけれども、ちょっと混乱があると思いますので、この辺りを最初に御解説をいただきたいと思います。これは課長の方からお願いいたします。

○杉浦情報・緊急時対応課長 資料1を使って御説明させていただきます。

まず、一番上の枠ですけれども、昨年7月に施行されました食品安全基本法の第21条第1項に、食品安全に関して必要な措置につき、それらの実施に関する基本的事項を定めるという規定がございます。この資料の2ページ目に食品安全基本法の抜粋を載せてございます。第

14 条が緊急の事態への対処等に関する体制の整備に関する規定でございまして、第 21 条に第 14 条も含む規定により講じられる措置につき、それらの実施に関する基本的事項を定めなければならないという規定がございまして。この基本的事項のうちの緊急時に関する事項につきましては、昨年 10 月と 11 月に開催されました第 3 回、第 4 回緊急時専門調査会において御検討いただきまして、その後、親委員会の食品安全委員会への報告等の手続を経まして、今年 1 月 16 日の閣議で決定されました。緊急時に関する部分は、1 枚目の資料の上から 2 つ目の枠の中にございまして、基本的考え方、それから、緊急時の情報連絡体制、緊急対策本部の設置等及び緊急時対応の方法及び緊急時対応マニュアルの作成という 4 つの部分で構成されております。更に、下の枠の中ですけれども、この規定の中には、緊急事態の発生に備えて食品安全委員会とリスク管理機関は相互に連携して、緊急事態等が発生した場合における国の対処の在り方等に関するマニュアルを作成し、公表することとなっております。これは資料の 3 ページ目に、実際に基本的事項の緊急事態への対処に関する部分について抜粋を載せております。その第 4 項に今、申し上げましたような記載があるということでございます。

今回、御検討いただく食品安全関係府省緊急時対応マニュアル、これは仮称でございまして、この規定に基づいて食品安全委員会の対応に限定することなく、食品に関する緊急事態において食品安全に関係いたします府省が一致団結して、対応すべき事案に直面した場合の対応方法を規定するものでございます。

1 枚目に戻っていただきまして、農林水産省と厚生労働省、それから環境省から成るのが食品安全に関係する府省なのですけれども、この関係府省の間で、マニュアルの原案につきましては食品安全委員会で原案を作成するということが申合せで合意されております。これは、この資料の 4 ページ目になりますが、この基本的事項に基づきまして、今年 2 月 18 日に今、申し上げました 4 府省の間で申合せをいたしまして合意したものでございます。4 の(3)ですけれども、緊急時対応マニュアルについては、委員会がその原案を作成した上で、委員会及びリスク管理機関が相互に連携して策定するということで合意が得られているところでございます。

なお、この食品安全関係府省緊急時対応マニュアルにつきましては、政府全体の対応に関して特化したものでございますけれども、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省では、それぞれの役割の中で組織内の緊急時の対応についてのマニュアルが存在いたします。これは 1 枚目の右下の枠の中です。食品安全委員会には食品安全委員会緊急時対応基本指針、厚生労働省には厚生労働省健康危機管理基本指針、それから、農林水産省には農林水産省食品安全緊急時対応基本指針というものがございまして、今回御検討いただくマニ

アルにつきましては、これらの関係府省のマニュアルと連携がとれるような形で策定していただければと考えております。

なお、食品安全委員会には、この専門調査会の第1回、第2回で御検討いただきました「食品安全委員会緊急時対応基本指針（暫定版）」というものを策定しているわけでございますけれども、この食品安全関係府省緊急時対応マニュアルを策定することに伴いまして、この基本指針につきましても必要な改正を行いまして、「（暫定版）」という字を外す作業もお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○丸山座長 ありがとうございます。

委員の先生方には、事務局の方から既に若干の御説明があったと聞いておりますが、今の杉浦課長の方からの御説明で、このマニュアル、指針あるいは関係府省との関係という位置関係がおわかりいただけたかと思うのですが、何かこのことにつきまして御質問がありましたら、お受けしたいと思います。いかがでございましょうか。

○渡邊専門委員 基本的な考え方を整理させていただきたいんですけれども、マニュアルをつくる場合に、この食品安全委員会のマニュアルは全体をカバーするわけですよね。マネジメントの方は、全体の中の一部をカバーするという考えなんですか。それとも全く並行に並んでいるのでしょうか。その位置関係を。

○杉浦情報・緊急時対応課長 今日御議論いただくものは、関係府省緊急時対応マニュアルと当委員会の緊急時対応基本指針の2つについて御議論いただきたいと考えているんですけれども、後者につきましては当委員会だけに適用されるマニュアルでございます。前者の関係府省緊急時対応マニュアルにつきましては、政府全体といいますか、関係府省ということで4府省に関係するものでございます。

○渡邊専門委員 そうすると、ちょっとわからないのは、今日配られたもので農林水産省とか厚生労働省は「案」がとれた形で出ているわけですよね。こっちはこれからつくるわけで、そうすると考え方としては、もし、安全委員会の方に直すべきことがあった場合はこちらを直すという話になるんですか。

○杉浦情報・緊急時対応課長 第1回、第2回専門調査会で御検討いただいた基本指針につきましては、政府全体のマニュアルがなかったこともございまして、若干、政府全体のとるべき措置にも踏み込んだ規定も含んでございますので、こういった規定については、食品安全関係府省緊急時対応マニュアルができれば必要なくなるということで、そういう観点からの改正を御議論いただきたいと考えております。

○丸山座長 渡邊先生、よろしゅうございますか。

○渡邊専門委員 はい。

○丸山座長 ほかにございましょうか。

○小泉専門委員 関係府省の中で厚生労働省、農林水産省のものがあるんですが、食品ということで、例えば子どもたちのことを考えますと、文部科学省も多分つくっておられるのだろうと思うんです。それから、今回の鳥インフルエンザの中での御活躍を見ていますと、自衛隊とか警察も動いておられるので、法務省とかそういうところも、こういうマニュアルをつくっておられるのではないかと思うんですが、そうすると、今回の府省緊急時対応マニュアルができますと、どういうことになるのでしょうか。ちょっとこの辺混乱しないのか、多少御説明いただいたんですが、これを読み直してみても改めて私自身がこの辺の整合性がどうなるのかなと考えておりました。

○鈴木（章）課長補佐 今回のマニュアルと呼ばれているものは、食品の関係府省ということで、環境省、厚生労働省、農林水産省、それから、食品安全委員会という機関に限定したような形のマニュアルを考えてございます。それ以外のところ、例えば、文部科学省とか先生のおっしゃる学校給食の観点とか、いろいろあるかと思いますが、後ほど御説明させていただきますマニュアルの中であるんですが、必要に応じてそういったところに声を掛けられるような形の制度としてございます。核となる省庁で申合せを行った上で、マニュアルを策定するという趣旨で現在策定をしております。

○丸山座長 小泉先生、いかがですか。よろしいですか。

○小泉専門委員 はい。

○丸山座長 補足で。

○杉浦情報・緊急時対応課長 文部科学省などで、こういった食品安全に関するマニュアルをつくっているというのは聞いておりません。今までのところは、そういった問題が起こるたびに通達という形で都道府県に通知を出していると承知しております。将来こういう食品安全に関する問題が頻発して、文部科学省等にも食品安全に関するマニュアルをつくるということになれば、当然のことながら、関係府省緊急時対応マニュアルに連携するような形でつくっていただくということになるかと思います。

○丸山座長 今のところはそうだということですね。

○但野専門委員 資料1の「食品安全関係府省緊急時対応マニュアル（仮称）」（案）の位置付けの一番下に「食品安全委員会とリスク管理機関が連携して策定する、緊急事態等が発生した場合における国の対処の在り方等に関するマニュアル」となっているわけですがけれども、そう

しますと、我々が議論して案をつくった後ですが、その取扱いとしましてはリスク管理機関、すなわち厚生労働省、農林水産省、環境省との合意が必要あるいはリスク管理機関で既に作成した基本指針については食品安全関係府省緊急時対応マニュアルが決定された後に、場合によっては修正もあり得るということになりましょうか。

○丸山座長 これにつきましては先生、次に関係省庁との合意をどういうふうにとるかというようなことで事務局から御説明をいただこうと思っていたところなんです、そこで御解説いただくと。その上で不明な点がありましたら、また御質問いただきたいと思います。それでよろしいですか。

ほかにございましょうか。それでは、今の但野先生の意見ともかなり関係がありますので、この関係府省緊急時対応マニュアル、それから、食品安全委員会緊急時対応基本指針をどのような手続で関係省庁との合意というか整合性をとっていくかということについて、事務局の方から説明してください。

○杉浦情報・緊急時対応課長 それでは、今後の手続について御説明申し上げます。

まず、食品安全関係府省緊急時対応マニュアルでございますけれども、今後の手続といたしまして、できれば今回の専門調査会でまとめていただきたいと考えているんですが、仮に議論がまとまらない場合には4月にもう一度、第6回緊急時対応専門調査会を開催いたしまして、意見の集約を図りたいと考えております。

その後、親委員会の食品安全委員会へ報告を行いまして、食品安全委員会で作成した原案を確定いたします。その後、食品安全関係府省である厚生労働省、農林水産省、環境省に呼び掛けまして、関係府省において合意を得るという手続をとります。合意を得た後に、食品安全委員会で再度報告を行いまして、報告を行った日をめどといたしまして、食品安全関係府省緊急時対応マニュアルを施行したいと考えております。

もう一つの食品安全委員会緊急時対応基本指針の手続でございますけれども、今回の専門調査会でまとまらない場合には、同じように4月にもう一回専門調査会を実施いたしまして、意見の集約を図りたいと考えております。その後、食品安全委員会へ報告を行いますが、食品安全関係府省緊急時対応マニュアルの策定に伴う改正でございますので、そのマニュアルの策定と同時に改正を行う必要がございます。極めて事務的な話でございますけれども、食品安全委員会で決定された時点で食品安全委員会緊急時対応基本指針は効力を持つということで、食品安全委員会への報告はマニュアルに関して関係府省での合意が得られた後の食品安全委員会へ報告するというような予定としております。

これらの手続を経て、食品安全関係府省緊急時対応マニュアルと食品安全委員会緊急時対応

基本指針は策定したいと考えております。

○丸山座長 ありがとうございます。但野委員の御質問は、まさに、ここでもってマニュアルというものの合意を得た後の関係府省との合意というかすり合わせをどういうふうになさるのでしょうかという御質問でしたが、今のよろしいですか。

○但野専門委員 はい。

○丸山座長 ほかに何か。今までのことを含めて結構でございますので、何か御質問がありましたら。

それでは、ないようでしたら、本来の審議に入らせていただきます。時間も限られておりますので、最初に「食品安全関係府省緊急時対応マニュアル（仮称）（案）」を審議いただき、その後に指針のことを検討したいと思います。また、先ほど資料の説明でもございましたように、これに加えて米国におけるＢＳＥと最近我が国で発生した鳥インフルエンザに対する食品安全委員会の対応につきましても、事務局からお話をいただくという予定にしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、マニュアルの方の説明をお願いしたいと思います。事務局よろしくお願ひいたします。

○鈴木（章）課長補佐 それでは、御説明差し上げます。資料２－１と資料２－２を御覧ください。

まず、資料２－１でございますが、これが本日御審議いただく予定の「食品安全関係府省緊急時対応マニュアル（仮称）（案）」のそのものでございます。全体が８項目プラス別紙の設置要綱みたいなものから構成されてございます。

資料２－２の方を先に見ていただければと思います。マニュアルの字面を追うのはなかなか大変でございますので、まず、こちらのポンチ絵を使って、マニュアルに書いてございます対策本部の設置への流れなどを簡単に御説明差し上げたいと思います。

資料２－２でございますが、上の方に右と左に「食品安全委員会」と「リスク管理機関」という四角があるかと思います。この中を見ていただきますと、緊急事態等の発生というのがございます。緊急事態、どういうところでどう発生するかというのはいろいろございますが、理論的には食品安全委員会に何らかの形で通報があること、それから、厚生労働省へ保健所などを通じて来ること、あるいは家畜保健衛生所などを通じて農林水産省に入ること、都道府県・市町村を通じて環境省に入ること等々があるかと思います。このようなことで通報が行われますところが情報連絡窓口という形で、食品安全委員会ですと情報・緊急時対応課、リスク管理機関だとそれぞれございますので、ここに書いてあるようなところが対応しております。当然、

緊急事態が発生いたしますと全体で連携をとっていかなければならないので、間にあります矢印のとおり第一報を通報して情報交換を行っていくことになるかと思います。この時点で大体組織として緊急事態を認知したというような形になるかと思います。

この後に、それぞれの組織、下に「連絡」と食品安全委員会の四角の中に書いてございますが、食品安全委員会の中ですと事務局長、委員長に連絡がまいります。委員長のところで食品安全担当大臣への報告の必要性等を判断いたしまして、食品安全担当大臣に報告が行われます。

このような報告の流れの中で、このシェーマにつきましては緊急対策本部をつくる前提でつくってございますので、緊急対策本部をつくる必要があるという前提の報告をさせていただいたと仮定させていただきます。そうしますと、食品安全担当大臣が本部をつくるという手続きをしなければなりません。その手続きでございますが、食品安全担当大臣の下にございます緊急協議というものでございます。当然、食品安全担当大臣がおりますが、各省庁にも大臣がおります。そういった大臣と連携をとり、本部をつくるわけでございますので、協議なりをして呼び掛けを行い同意を経た上で緊急対策本部というものができると、設置の決定という手続きに向かいます。

めでたく緊急対策本部ができますと、その中に書いてございますが、構成員といたしまして本部長は食品安全担当大臣、本部員といたしまして厚生労働大臣、農林水産大臣、それから、食品安全委員会の委員長も入っていただくことになっております。それから、そのほか本部長が必要と認めた者につきましては、その事案に応じて参加を呼び掛けていくというようなことになってございます。当然、事務局が必要かと思いますが、これは食品安全委員会事務局で肩代わりするという形になってございます。

リスク管理機関の方に話を戻させていただきます。今の話ですと、食品安全委員会からの報告に基づいてのみ緊急対策本部が設置されるという流れになってございますが、当然、厚生労働大臣、農林水産大臣、環境大臣などというところから本部を設置したいという意向が出てくることもあるかと思います。そのような場合の道もつくっておかなければなりませんので、マニュアルでは規定してございます。それがリスク管理機関から食品安全担当大臣へ向いています矢印「協議要請」というものでございます。各大臣から食品安全担当大臣に、本部を設置してはいかがかというような申し送りをいたします。そうしますと、食品安全担当大臣は緊急協議を同じように開催いたしまして、緊急対策本部を設置するという同じ流れになってまいります。すなわち、食品安全委員会、当然リスク管理機関、どこからでも本部を設置できる形となっております。緊急対策本部に関しましては、混乱を来す元となりますので、1つの組織というような形で、すべてが本部長を食品担当大臣、本部員はすべて同じ者、事務局は食品安全

委員会事務局という形になってございます。

それから、一番下の四角でございますが、食品安全行政に関する関係府省連絡会議というのが本部と連携をとるということになってございますが、こちら本部、大臣が本部員という形でございますので、なかなか重い機関となります。そんなこともありまして、機動的に対応するために各関係機関の局長級から成ります連絡会議というもの、実はこれは基本的事項に基づきまして2月18日以降開催されているというものでございますが、これを臨時に召集してこの作業を行うようなことを繰り返していくというようなイメージでございます。

資料2-2にありますところがマニュアルの中で、いわゆる初動のようなもの、緊急対策本部をつくり、どのように動くかというところを簡単に説明させていただいたものです。

資料2-1にお戻りください。まず、前文から順を追って説明させていただきます。

前文でございますが、前文のうちの「なお」以下のところに「緊急事態に対する政府の初動体制について」というものの対応を妨げないという記載がございしますが、こちらは実は官邸主導で、地震ですとかテロが起こったときに対策本部をつくるということがございます。そういうときには、我々食品関係機関も当然のことながらメンバーとして加わっていくということでございますので、そういうところでバッティングをしてしまって世の中に混乱を来すことのないように、我々が対応しようというような書きぶりでございます。

1といたしまして対象となる緊急事態でございしますが、緊急事態の定義という形でしております。この定義でございしますが、以前、先生方に御検討いただきました基本指針の暫定版の中から持ってまいりました。3つの大きな項目になっておりますが、1つ目が、被害が大規模、広域で連携をして行う必要のあるもの。それから、2番目といたしまして、科学的知見が十分でないもの。そして、3番目に、社会的反響を勘案して緊急の対応が必要なものということになってございます。

2項目目でございしますが、緊急時対応の基本方針といたしまして、マニュアルでございしますので、こういう緊急事態に対応するための精神論というものを書いてございます。

3番目以降が、先ほどポンチ絵を使って説明させていただいたものでございます。3番目が情報連絡体制ということで、ポンチ絵で説明いたしました大臣への報告ですとか、参加していくというようなことあるいは第一報の話というものが記載してございます。

1ページめくっていただいて2ページ目の下の方、4番「緊急対策本部の設置等」とございますが、こちらは先ほどのやはりポンチ絵で説明させていただきました緊急対策本部の設置につきまして、文字で記載してございます。

続きまして、3ページ目でございます。5番目といたしまして情報の収集、そして6番目、

情報の提供というもの。当然、緊急対策本部等々が設置されますと情報を収集して、それを提供していくということが大事でございます。ごくごく当たり前のことではございますが記載させていただいております。

そして、7番目でございます。事後検証とマニュアルの改定。緊急事態等が起こった後に事後検証してマニュアル等をよりよいものにしていくこと、実態に合ったものにしていくことということが大切かと思いますので、そういう事後検証とマニュアルの改定を行うというものでございます。

それから、8番目最後にその他といたしまして、今後このマニュアルができ上がった後に危害要因別のマニュアルをまた別途策定するという記載がございます。

1枚めくっていただきまして4ページ目、別紙といたしまして「緊急対策本部の設置について」。緊急本部の設置要綱みたいなものとなっております。中身といたしましては、設置を決定するための緊急協議の話。

次に、先ほど御説明いたしました緊急対策本部の四角の中の話でございます。

3番目といたしましては、本部の活動事項といたしまして、緊急事態の概要の把握、初動対応等に関しまして検討すること。それから、1ページめくっていただきまして5ページ目に、政府として食品の安全性の確保を図るための方針の決定。それから、3番目に一元的な情報の集約、委員会及びリスク管理機関等の情報の共有。4番目といたしまして、委員会とリスク管理機関との対策の総合調整。そして、5番目に、緊急事態でございますので、その他必要と認められることについては柔軟に対応していくという記載になっております。

4項目目が事務局ということになってございます。

5項目目、緊急事態が収束の方向に向かいますと当然、本部の解散というものが必要になってまいりますので、解散についての規定が書いてございます。

6項目目に、対策本部で物事に柔軟に対応するために、本部長が別途定めることができるという規定が最後に記載してございます。

以上が、マニュアルの案につきましの御説明でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○丸山座長　ありがとうございました。

資料2-1、資料2-2の両方を使って御説明をかなり詳しくいただきました。御理解いただけたかと思いますが、まず、質問がありましたらお受けしたいと思います。

3番目以降のところは資料2-2で手続的なものですから、これはかなり事務的に処理するという部分かと思えます。

1番と2番の辺りはこの絵の中では出てまいりませんので、この辺りについて御審議をいただければいいのかなと思いますが、いかがでしょうか。勿論、全部併せて結構でございますが、いかがでしょうか。

私から大変瑣末なことなのですが、頭にある「マニュアル」という言葉は、ずっとこれでないといけないのでしょうか。

○鈴木（章）課長補佐 そうしましたら、「マニュアル」という名前がついています経緯を御説明させていただきます。

資料1の3ページ目を御覧いただければと思います。こちらの先生方に10月、11月に御検討いただいて作成していただきました基本的事項というものがございます。この中で一番最後の4番目「緊急時対応の方法及び緊急時対応マニュアルの作成」ということが出てまいりました。この文言に基づきまして、我々どもマニュアルというものを策定するという作業に事務的に入っております。本来ですと、話が前後になってまいりましたが、マニュアルを検討するに当たりまして、項目から先生方に検討していただき、中身の詳細を詰めていただくという手順が一般的かと思いますが、実は1回目から4回目まで同じような中身について検討いただいているという経緯もございましたので、我々どもの方でまず案を示させていただいて御検討いただき、何度か会議を開かせていただければと思ってつくっております。そのような経緯がございまして、我々どもといたしましては、この調査会の審議を得る前には、やはり基本的事項が最後の審議ということになりますので、ここに基づいた形でこの名前をつけているというものでございます。名前につきましては当然、諸般先生方の方からも聞いておりますが、「マニュアル」と「基本指針」というところで混乱を来すというお話も伺っておりますので、そういったところも含めて御検討いただければと考えております。

○丸山座長 検討事項としていいわけですか。

○鈴木（章）課長補佐 構わないと思います。

○丸山座長 これは私だけなのかわからないですが、ほかの先生はいかがですか。一番頭のところに出てくるわけですが。

○元井座長代理 確かに私もこの辺は、説明いただいたときに「マニュアル」と「基本指針」という言葉が両方出てきて、場合によっては「マニュアル（リスク管理機関の基本指針）」というような書き方をされているので、これを読みますと頭が混乱するので、この辺の使い分けですね。「マニュアル」という言葉を使ってもいいと思いますけれども、「マニュアル」と「基本指針」の使い分けをきちんと限定してもらわないと、今後かなり混乱するのではないかと思いますけれども。

○丸山座長 ほかの先生、御意見ございましょうか。今、元井先生のお話では、これでも構わないけれども、使い分けをきちんとしておかないと混乱を起こしやすいという御指摘をいただいたんですが。

○春日専門委員 この関係府省緊急時対応マニュアルの方は、1月16日に閣議決定されているものですので、名称についても検討事項と伺いましたけれども、今から検討する余地はないのではないのでしょうか。むしろ、今後この委員会として検討できる項目というのは、その流れの下にあるものであって、基本的指針に基づく個別のマニュアルというものを混乱を避けるために別な呼び方をするとか、そういう方向ではないかと感じますが、いかがでしょうか。

○丸山座長 どうなんですか。検討事項であって、先ほど私もそちらから伺うと言ったんですが、春日先生の御指摘では、これはもう決まっていることだと、今更それはできないのではないのということです。

○鈴木（章）課長補佐 おっしゃることはある意味もっともなところもありますが、基本的事項をもう一度見ていただければと思います。緊急時対応マニュアルというのは、緊急時における国の対処の在り方に関するマニュアルという形の略称となっておりまして、厳密に言えば先生の言うところももっともなのかもしれないという気がいたしますが、なかなか微妙なのかなというところも個人的には感じております。この名称を策定するというような記載ではないということで、当然これをつくった果てにまたつくらなければいけないとなっても、さすがにこれ以上できませんので、その辺を我々どもも知恵を出しながら、よりよきものにできればなとは考えております。

○但野専門委員 マニュアルというのは、緊急事態が発生したときに対応する方法を具体的に示したものであるという理解を私はしていますけれども、その大元はこの基本方針から発生しているはずのものです。だから、その意味では先ほど御意見があったように、きちんと明確に使い分ける必要があると思うんです。そう考えてこういう言葉を使っているのではないですか、どうでしょう。基本方針がまずありまして、これは具体的な対応方法であると。

○鈴木（章）課長補佐 舌足らずで申し訳ございません。マニュアルということで先ほどの説明でも申し上げましたとき、国の対処の在り方の手順でございますので、そういう意味で確かにこの緊急対策本部をつくるということで「マニュアル」ということで間違いはないのだと思います。とはいえ、そういう意見も出ているところだと、いろいろと御意見を伺ってもいいのかなということは考えていたところです。先生のおっしゃるところはもっともで、例えば元井先生の方から御指摘のありましたとおり、はっきりと区別するという手続を踏んで世の中に示していけるのであれば、その方が我々としてもハッピーなのかなと考えております。

○丸山座長 わかりました。私が仕掛けて変なことになったような感じもしないではないですが、今から別の言葉をつくるというのも、また大変な作業あるいは手続ですので、皆さんのお話の中では、きちんと使い分けをしていくことが大事であるという御意見ですので、そのように事務局の方にもいろいろな場面でこの言葉の使い分けをしていただきたいということでございます。

○田中専門委員 ちょっとよろしいですか。私も危機管理マニュアルというのは民間企業の場合ですけども、40社ぐらいつくってきたんですよ。そういう危機管理マニュアルという視点とこれは私も違和感がありまして、よく今の説明を聞いたら、要はこの表は国の対処の在り方に関する組織体制及び連絡体制なんですね。マニュアルというのは具体的な行動の方法論、ノウハウでしょう。これは、私の概念ではマニュアルではなくて、さっきから全部「組織体制及び連絡体制」と置き換えてずっと話を聞かせていただきました。しかも、その後に主要な危害要因については個別に緊急時対応マニュアルを作成するとあるでしょう。つまりマニュアルが2種類使われています。ここで言う個別の場合は、いわゆる一般的にいうマニュアルです。この国の場合は本当言うとマニュアルではないんですよ。もっとも、概念として、組織体制及び連絡体制を指しているということを理解しておけば混乱はないかもしれませんが、かなりそこはやはり……。

○丸山座長 最初にこの「マニュアル」という言葉ができてきて、それがそのままどんどん行ってしまったという、これはこの専門調査会でももう少しそのところを最初に論議をしておけばよかったのかなと今になって思うんですが、今、田中先生の御指摘のように、これも先ほど私がまとめた使い方をきちんとしておくということがいよいよ大事だと思います。私が言ったのは、「マニュアル」と言うときまさに田中先生の御指摘のように、もっと具体的な手順を我々普通は「マニュアル」と言うんですよ。具体的な行動。ですから、これは全体をひっくろめて「マニュアル」と言っているからおかしくなってしまうということもあるのだらうと思うんです。そのような御意見を踏まえていただきたいと思います。

ほかはよろしいでしょうか。そのほかの本文につきまして、全体的なところはいかがでございましょうか。

○山本専門委員 今「マニュアル」という言葉がもうちょっと具体的なことを説明している場合に言うのではないかという御意見があって、それにも関係するのかもしれないんですが、例えば、資料2-1の3ページの真ん中で6「情報の提供」というところがあるんですけども、その(1)でインターネットを通じて、迅速かつ適切に国民に提供すると書かれて、もう一つ、5ページのところで4「事務局」の(2)で国民に迅速かつ適切な報道機関、政府広報またはイ

ンターネットを通じた情報の提供とあります。手順を具体的に考えるときに、どういう内容でここが分かれるのかとか、どこが実際に提供するのかというようなところの整理が読んでいてわかりにくいなと思ったんですが、この辺りはいかがでしょうか。

○丸山座長 事務局いかがですか。

○杉浦情報・緊急時対応課長 この規定の主語は「委員会及びリスク管理機関は」といずれもなっておりますように、この関係府省緊急時対応マニュアルにおいては、主語はこういう形で書かせていただきました。一方、食品安全委員会、それから、関係府省の基本指針において具体的に、例えば食品安全委員会であれば、情報・緊急時対応課がやるのか、勧告広報課がやるのか、そういった具体的に主語を誰がやるのかというのを特定させていただきたいと考えております。

○丸山座長 山本先生、中身は大体御理解いただけたかと思いますが、この文章そのものをどこか修正する必要があるという御提案でございましょうか。

○山本専門委員 いいえ、実際に具体的な対応を考えるときに、マニュアルという考え方をした場合に混乱がないかなと思っただけなんですけど、どこまで具体的なことを書いたマニュアルととらえるかというところは、まだ固まっていないということです。今はこのままでいいのかなと思います。

○丸山座長 ありがとうございます。

ほかに、このマニュアルつきまして、何かこういうところは直した方がいい、あるいは欠けているという御意見をいただければありがたいと思いますが。

○但野専門委員 1つよろしいですか。ポンチ絵は、こちらのマニュアルをわかりやすくしたものだと思うんですが、各省庁の方からは食品安全担当大臣に対して「協議要請」というのが矢印で書かれていますね。食品安全委員会から「協議要請」というのは書かれていないんですけども、「報告」と「参加」というのはあるんですが、これは何か理由があるんですか。

○鈴木（章）課長補佐 食品安全担当大臣へは、食品安全委員会からは報告という形で通常ルートが入ってまいります。ですので、情報というものは食品安全担当大臣に緊急事態のものは食品安全委員会を通じて大体入ってくることとなります。そのときに併せて協議の要請も行うというような形でございますので、正確に申しますと先生がおっしゃいますように、報告プラス協議要請なのかなという感じがいたします。資料の方は直すという形で対応したいと思います。

○但野専門委員 わかりました。

○丸山座長 ほかにございましょうか。全体を通していかがでございましょうか。

それでは、一応このマニュアル、資料2－1に掲げました5ページにわたる案でございまして

が、特にこれで文字の修正あるいは追加ということがなければ、一応、この専門調査会としてはこれをお認めいただくという方向でよろしゅうございましょうか。手続としてはそうしてよろしゅうございますね。

（「異議なし」と声あり）

○丸山座長 ありがとうございます。

それでは、先ほども御説明がありましたように、これに続きまして、基本指針について御審議いただくことになりますので、この解説をお願いしたいと思います。

○鈴木（章）課長補佐 基本指針につきまして御説明差し上げます。用います資料は資料３－１、資料３－２、資料３－３でございます。資料３－１が食品安全委員会緊急時対応基本指針案そのものとなっております。全部で１１項目から成っております。それから、資料３－２といたしまして、先ほどと同じようにポンチ絵で緊急時の対応につきまして流れ図を書いてございます。資料３－３といたしまして、食品安全委員会緊急時対応基本指針暫定版からの主な改正点を列挙させていただいております。今回御説明差し上げましたとおり、基本指針の暫定版を改正するという作業でこちらの御審議をお願いいたしますので、まず、資料３－３を用いまして簡単に改正点の御説明を差し上げます。

資料３－３の上から順に御説明差し上げますが、もともとこの基本指針暫定版には、先ほど課長の方からの説明もありましたとおり、緊急対策本部の設置というようなことが書いてございました。これは食品安全委員会の中に限るものではないので、今回先ほど先生方にいわゆるマニュアルというものの策定案を承認していただきましたので、これを削除する作業というものが必要でございます。それが２つ目の項目のところでございますが、緊急対策本部の設置というものを削除し、関係府省連絡会議を開催するというようなことは上に書いてあるというものでございます。

それから、一番上の項目でございますが、緊急事態の定義でございますが、以前は基本指針一本しかございませんでしたので、暫定版にあった定義、マニュアルの方に移しましたことから、マニュアルの定義を準用する形をとらせていただいております。

それから、３つ目の項目でございます。前文といたしまして、マニュアルができることに伴いまして基本指針とマニュアルとの関係について記載させていただいております。

それから、４番目の項目、連絡要領といたしまして、従来の暫定版では委員長から食品安全担当大臣への報告について記載がなかったもので、こちらの方を明確化させていただいております。

５項目目でございますが、対応策の決定過程、それから、続きまして、食品健康影響評価、

リスクコミュニケーションというところですが、委員会が緊急時に対応するとき、何らかの対応を決定していく過程があり、そして対応していくというところがあるかと思いますので、こういったところをより具体的に書いてみたというものでございます。

続きまして、事後検証、指針の改定という項目でございますが、今まではどこがどうやるということが明確化されておりましたので、委員会が緊急時対応専門調査会、先生方に参加していただいている調査会でございますが、こちらの方に対しまして事後検証を行うように指示をするというような記載をしてございます。

それから、全体的ではございますが、従来の暫定版につきましては、非常に文章が難解だという指摘も何度か受けたことがございます。そのようなことから、文章の平易化に努めさせていただいております。

改正点は以上のようなところでございますが、先ほどと同じように、まず、ポンチ絵を使いまして大分前に暫定版については検討いただいておりますので、簡単に委員会内の連絡体制のことを説明させていただきます。資料3-2を御覧ください。一番上に「緊急事態等における情報連絡体制」という大きな四角がございます。先ほどの資料2-2で申しますと、左の上の方にありました「食品安全委員会」という小さな四角と対応している部分でございます。当然、緊急事態が発生いたしますと、リスク管理機関もしくはダイレクトに食品安全委員会に通報があるというような形で、情報・緊急時対応課でそのような情報は得ることになってございます。情報・緊急時対応課から当然緊急事態でございますので、事務局長、委員長への報告が迅速に行われます。委員長からの指示に基づきまして、食品安全担当大臣への報告を行うと。こちらの基本指針は組織の内部の規定でございますので、ここまでにとどまっております。

それから、下の方の四角「委員会の対応策の決定過程」と「委員会の対応」というものがございます。委員会の方でどういうことをやるかと申し上げますと、対応策を決定していく過程というものがまずあるかと思います。その中で委員会を委員長の方から開催いたしまして、対応策を決定していくこと。それから、専門調査会などの開催を指示して、必要な情報収集あるいはリスクコミュニケーションの方法などの決定を行っていくということ。それから、対応策を決定するに当たっては、いろいろな縄張り争い等々あるとあれなので、役割をはっきり明確化した上でやるように務めていこうというようなことを記載してございます。

決定が行われますと、委員会の対応といたしまして具体的には情報の収集、分析、共有化、それから、国民などへの情報提供、リスク評価、そして、リスク評価に基づきまして勧告や意見が場合によっては行われると思います。それから、リスクコミュニケーションというものが行われていくというような流れが書いてあるのが、こちらのポンチ絵でございます。

そうしましたら、資料3-1に戻っていただければと思います。全部で11項目ございますが、1項目目に緊急時対応基本方針ということで、対応するに当たっての心構えのようなものが書いてございます。

2番目、3番目というところが、情報の連絡体制をつくって情報連絡をしていくという手続について文字で記載してございます。

4番目でございますが、先ほどのポンチ絵の左下の対応策の決定過程について記載してございます。

3ページでございますが「情報収集の在り方」という項目がございます。こちらは、先ほどの改正点で最後に申し上げましたことを少しわかりやすくしてみましたという項目が該当してございます。従来の暫定版ですと、情報・緊急時対応課が勧告広報課と協力してとかいろいろな課の名前が入り混じった形で記載してございました。そういったものを項目として情報・緊急時対応課による情報収集、それから、勧告広報課による情報収集、それから、3番目といったしまして委員・専門委員による情報収集、4番と目いたしまして、職員等を派遣して情報収集を行うこと、それから、5番目に調査によって情報収集を行うことというような形で、誰が行うことはこういうことかというようなわかりやすい形の文章に改めさせていただいております。

続きまして4ページ目でございますが、食品健康影響評価、そして、7番目に勧告・意見など法等に規制されていること、既に決まっていることではございますが、記載させていただいております。

8番目のリスクコミュニケーションについても、当たり前のことではございますが書いてございます。

9番目に情報提供ということで、いろいろな媒体を使って提供するということ。

そして、最後の5ページになりまして、10項目目に「事後検証及び指針の改定」という項目、マニュアルと同じような形で記載させていただいております。

それから、11番に緊急事態に特別必要なこと等あるかと思います。その場合には、委員長が別に定めることができるような規定が最後にされております。

簡単ではございますが、以上で御説明に代えさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○丸山座長 ありがとうございます。

これは事務局から今、御説明がありましたように、既に暫定版として委員の先生方には御審議いただいて、基本はしてあるわけです。本来であればマニュアルと呼ばれて、今日合意を得

たものが最初にあって、そして、この基本指針というものがつくられるような位置付けになるのだと思いますが、緊急時の対応の基本というものを、それこそこの安全委員会で緊急につくらなければいけないというので、その暫定版をつくっていったという経緯があるわけです。マニュアルが今度できたので、それに併せて整合性をとるために指針も変えなければいけない。その改正点というものを資料3-3という形でもってしたということなので、これは何を加えるとか基本的に改正をするというものではないんですが、マニュアルに併せたものであると御理解いただいて結構かと思います。

全体を通して何か御質問がありましたら、どうぞ出していただきたいんですが。

○本間委員 資料3-1の一番最後に書いてある5ページの10、ここに事後検証というのが記載されておりますけれども、具体的には食品安全委員会でやり得る事後検証というのは、何かちょっとした例をもって説明していただけますでしょうか。

○丸山座長 今できますでしょうか。

○杉浦情報・緊急時対応課長 具体的な例というのはすぐ思い浮かばないんですが、この基本指針の中には連絡体制、組織体制というものが主に規定してあるわけでございますので、この体制あるいは手続を使って、うまく機能したかどうかということについて事後検証して、(2)で必要があれば、よりよく機能するように改正するということかと思います。

○本間委員 そうすると、用意していたマニュアルなり基本指針というものが状況に応じてうまく準備されていたというようになっているかどうかという事後検証ですか。

○杉浦情報・緊急時対応課長 そういうことでございます。

○本間委員 対応策がよかったかどうかというような検証ではなくて、マニュアル自身の検証という意味ですか。

○杉浦情報・緊急時対応課長 そうということになるかと思います。この基本指針の中には対応策を決定する過程は記載してございますけれども、具体的な対応策については特に記載してございませんので、基本的には体制とか手続について適切であったかどうかについて事後検証するということになるかと思います。

○本間委員 了解しました。

○丸山座長 ほかにございましょうか。

これは事務局かどうかわからないんですが、この安全委員会はマニュアルができて指針と整合性をとるためにこうすると。厚労と農水の方は既に指針というものができているわけですね。先ほど渡邊先生からちょっと触れられた箇所と同じなんですが、厚労や農水の指針というものも、このマニュアルができることによって既に策定されている指針というものが何か変わると

ころというのが出てくるのでしょうか。これは、できた経緯も大分違うから、安全委員会の暫定版と同じようにはいかないのだろうとは思いますが、その辺りはどうなるのか。

○厚生労働省 私どもの方の健康危機管理につきましては、参考資料2で「厚生労働省健康危機管理基本指針」というものを示してございます。これが策定されました背景は、いわゆるエイズ（~~strikethrough:~~の関係）、薬害の関係で、まずは危機管理対応が全省庁的になっていないという御指摘がございまして、その指摘に対応するために、医薬品、食中毒、感染症、それから、水道の関係でそれぞれ対応要領が作成されました。今の御指摘でございすけれども、指針全体の中では勿論、私どもの省庁の中の横断的な指針でございすが、これを大きく変えることはまずないと思いますが、その下にぶら下がってございす食中毒の対応要領がございまして、この中で多少、修正の必要があればそれに応じて変えていきたいと考えてございすが、今、具体的にというところは特にないと思っております。

○丸山座長 農水の方は、いかがでございしょうか。

○農林水産省 それでは、参考資料3に案が、実はもう公表されているものなのでございすが、目次などもページが全部入ったものを既に公表しております。3ページ目でございすが、4「基本指針の見直し」という規定が入ってございまして、これは定期的に、それと必要に応じて随時見直すということでございすので、当然先ほど御検討いただきましたマニュアルの方が確定した段階で、私どもも現時点ではどこがということはございせんが、必要な見直しをしたいと。

ちなみに、同じページの第1の1でございすが、対象となる緊急事態についても、これは本委員会で暫定版を検討いただいたときの定義をほぼ採用させていただいておりますので、そこら辺は整合がとれるように考えていきたいと思っております。

○丸山座長 ありがとうございます。

○近藤専門委員 4ページの9「情報提供」でございすが、国民への情報提供ということで先ほどのマニュアルのところにもこのようなことがありましたが、今回の鳥インフルエンザの事例を見てみますと、マスコミと事件を起こした会社とのやりとりが頻繁に情報交換されながら、それが報道機関を通じて我々が知るところになるわけですが、そういう場合と今回想定しておる報道、情報の提供というものが、やはり緊急時の場合はもうちょっと厳密に正確に、そして、安全性を込めて提供されないと思うわけですが、そこら辺の確保はいかなものでしょうか。

○杉浦情報・緊急時対応課長 今回の鳥インフルエンザの事例につきましては、後ほど御説明いたしますけれども、基本的には食品を介して感染するような事例ではないということで、食

品安全委員会といたしましては今申し上げましたように、食品を介して感染するリスクはほとんどございませんといった情報を提供するにとどめております。

基本的には、ここに書いてあります国民への情報提供ですけれども、食品安全を確保する観点から、関係省庁と連携をとりつつ情報を提供していくということになるかと思っております。

○丸山座長 近藤先生、情報提供のこういう表現では不十分ではないかという御意見ですか。

○近藤専門委員 何か情報が独り歩きしているような感じをよく受けるものですから、それが大規模な、時にはなおさらいろいろと情報の迅速な公開も必要であるし、また、正確な情報が必ず確保されなければならないと思ったものですから。

○田中専門委員 ちょっとよろしいですか。今の質問に関連しますけれども、関連省庁合同のこういう情報の収集と対応策をとりますよね。この食品安全委員会のビルのどこかに、緊急対策本部ができた場合にはプレスセンターをつくるという発想はないですか。今のままだと全部、省庁のクラブで発表するわけでしょう、違いますか。私はずっと前から、この食品安全委員会というものが各省庁にまたがるような問題を横断的に、実は国民的な視野に立ってやるということですから、当然ながらここにプレスセンターができてしかるべきだと思っていました。そうでなければ、迅速かつ同じ情報が出ないでしょう。今のままだとみんな各省庁でやりますよね。どうなのでしょう。

○丸山座長 先生、直接この指針の表現とかそういうことではなくて。

○田中専門委員 いえ、「国民への情報提供」で「報道機関、政府広報、インターネット等」と書いてありますね。報道機関というのはわかりますが、せっかく大同団結した体制ができているわけですから、この報道機関対策のプレスセンターは検討の余地はないだろうかということです。

○丸山座長 事務局長か事務局次長、その辺り何かお考えがあったらお示しいただけるとありがたいですが。

○一色事務局次長 この専門調査会でそういう御意見が、いわゆるコンセンサスを得られましたら、当然事務方といたしましては上の委員会に上げて、上の委員会で決定していただくということになると思います。また、これは関係省庁とも関連してまいりますので、その辺りの調整も事務方の方で行いますし、それも含めて最終的には食品安全委員会または関係省庁との合意の上で実施できるものは実施していきたいと考えております。

○杉浦情報・緊急時対応課長 (1)「国民への情報提供」の第2段落にございますように、国民への情報の提供は、情報・緊急時対応課が広報の内容、時期、方法等についてリスク管理機関と相互に密接な連携を図った上で行うこととするということで、プレスセンターを設けるか

どうかという方法等についても、リスク管理機関と連携を図って決めていくということになるかと思います。マニュアルに沿って例えば対策本部等ができる場合は、本部の事務局は食品安全委員会の事務局がやるということになっておりまして、その場合には当然そういったプレスへの対応というものも考えられると思います。

○丸山座長 今の田中先生の御指摘は、鳥のインフルエンザのことに关していろいろな国民からの関心がある。今、杉浦課長からは、直接の被害がないからそれにとどめたという御発言をいただいたけれども、やはり非常に関心が高い、食品安全委員会として情報提供をどんどんしてほしいというのが国民の一般的な要望だろうと思うわけです。したがって、今、田中先生から御提案があったようなことを是非、次長それは事務方と相談をして、そういうものが少しでも実現化に向かうようにお願いしたいと思っております。

○小泉専門委員 2つあるんですけれども、1つは、ここの絵を見ましても通報された後のことをいろいろ書いていただいているんですが、通報をより得やすくしなくてはいけないと思うのです。3ページの「情報収集等の在り方」を拝見しますと、こういうような形で広く情報収集をしましょうということで第5項以下に列挙されています。(2)を見ますと、例えば食の安全ダイヤル及びモニターを通じてということですが、そうしますと、情報を提供してくださる方の保護というか、そういう方たちが安心して情報提供できるような体制というものは、少なくともこの基本指針とかマニュアルには入っていません。情報提供者の立場に立った項目というのがあってもいいのかなと思いました。特に、個人のような場合には、もし、その方の名前が出たり、あるいはマスコミが押し掛けてきたりすると不幸な事態になるということもあります。第一報は個人から来るということを考えますと、そういう個人で情報提供を進んでやっていただけるような体制も必要かなと考えました。

それから、2つ目は、民間企業のリコールを担当しておりますと、今、田中先生がおっしゃったとおり、問い合わせがあれば窓口は一本にしており、同じ情報が発信されるということの基本にしています。ここの国民への情報提供は、勧告広報課とリスクコミュニケーション官と、この2つが主語になっておるんですが、今のようなマスコミの報道を見ていると、いろいろな形でいろいろな情報が飛び交ってしまうように感じておりますので、民間企業のリコールとは規模が勿論違うとは思いますが、やはり混乱を避けるという意味では、できるだけ同じ情報が提供されるということがいいのではないかなと思っております。この2点です。

○丸山座長 2つあったんですが、1つは、個人からの情報提供者ということの問題、それから、その情報の一本化という2つについて、事務局の方からお答えいただきたいんですが。

○杉浦情報・緊急時対応課長 情報収集の方でございましてけれども、この表現で情報提供者の

保護という観点からの記載が不十分であるということであれば、修正というか改善したいと考えておりますので、具体的な御提案があればよろしく願いいたしたいと思ひます。

それから、情報提供については、ただいまいただきました御発言ですけれども、運用上の問題ということで留意して、実際には対応していきたいと考えております。

○丸山座長 ほかにございましょうか。

それでは、大体この案でよろしいかと思うんですが、一部今、小泉先生から御指摘のところは、先生の方からも具体的な案を示していただき、事務局とまたよろしければ私、座長の方に御一任いただければ、そういう項目を入れるなりして修正をしたいと思ひております。

そんなことでよろしゅうございましょうか。ほかに何かなければ、今のようなことで一部懸案事項がござひますが、この基本指針の案につきましては、合意をいただいたということで理解させていただこうと思ひます。よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○丸山座長 ありがとうございます。

これで大事な2つの審議を終えさせていただきましたので、先ほどお約束いたしましたアメリカでのBSEの発生と、続いて高病原性鳥インフルエンザの発生についてお願いしたいと思ひます。よろしくどうぞ。

○杉浦情報・緊急時対応課長 それでは、新聞等の報道で御存じかとも思ひますけれども、特に当委員会の対応を中心に米国のBSEの状況、それから、国内の高病原性鳥インフルエンザの状況について御説明させていただきます。

まず、資料4に基づきまして、米国のBSEに対する当委員会の対応を中心に御説明させていただきます。

昨年12月24日、現地時間では23日なんですけれども、米国農務省がワシントン州でBSEに感染した牛が確認されたということを発表いたしました。直ちに厚生労働省は公衆衛生の観点から、農林水産省は動物検疫上の措置といたしまして、米国産牛肉の輸入を一時停止しております。

その後、12月29日に日米会合が開催されまして、農林水産省、厚生労働省とともに当委員会事務局も参加しております。

ここには記載がないんですけれども、その翌日12月30日に、米国農務省はBSEに対する追加措置というものを発表しております。これは後ほど説明させていただきます。

それから、年が開けて1月7日に米国農務省は、このBSE感染牛はカナダで生産された牛であることがわかったという発表をしております。資料の8ページを御覧になっていただきました

いのですけれども、このBSEの牛はカナダのアルバータ州のカルマーという町の農場で1997年に生まれて、2001年に米国に輸出されて、昨年末マブトンという町にある農場で確認されたということでございます。

また、1ページ目に戻りまして、1月8日から18日まで政府合同の調査チームを派遣しております。このチームには当委員会の職員も参加しております。

1月23日に日米会合の第2回目が開催されております。当委員会事務局も参加しております。

2ページにまいりまして、2月4日に国際調査団が米国政府に報告書を提出しております。これはスイス、イギリス、ニュージーランドといった国際的なBSEの専門家によって構成されている調査団で、米国農務省の諮問委員会というものがあるんですけれども、その下の小委員会という位置付けでこの調査が行われまして、この日に報告書が提出されたということでございます。

更に3月15日、今週の初めですが、米国農務省がBSEのサーベイランス・プログラムを拡大するというような発表を行っております。

以上が、米国のBSEの状況でございますけれども、当委員会といたしましては今説明いたしましたように、調査団に参加したり、あるいは日米会合に参加したりしております。更に、プリオン専門調査会を3回開催しておりまして、ここで日本が行った政府合同調査の結果について報告を受けました。それから、第5回のプリオン専門調査会では、国際調査団の団長を務めたキム博士を招いて説明を受けました。それから、第6回のプリオン専門調査会では、英国海綿状脳症諮問機関のスミス委員長を招いて、米国におけるBSE及び変異型クロイツフェルト・ヤコブ病の状況について説明を受けて議論しております。

次の3ページに、米国が昨年末に発表した追加的なBSE対策の概要を整理してございます。米国は、昨年末に発生するまで基本的には3つの措置をとっていたんですけれども、1つは、肉骨粉とか生きた牛のBSEのリスク国というか、ヨーロッパ諸国からの輸入禁止という措置をとっておりました。もう一つは、国内における反すう動物の肉骨粉の反すう動物への給与禁止という措置を1997年以降とっておりました。もう一つは、1990年から開始して実施していたサーベイランスなんですけれども、2002年と2003年は年間2万頭の検査を行っていたということです。それらの措置に追加いたしまして、3ページにございますような措置を実施することを発表しております。歩行困難な牛につきましては、BSEにかかっている可能性が高いということで、すべて食用にするのを禁止する。それから、サーベイランスについては年間2万頭を4万頭に増加させるというような発表を行いました。

それから、BSEの検査を行った牛については、その検査の結果、陰性ということが確認されるまでは、その牛肉は出荷させないという発表も行っております。

それから、BSEの感染性があるとされる特定危険部位といたしまして、30 か月齢を超える牛の頭蓋、脳、三叉神経節、目の後ろにある神経節ですけれども、眼、脊柱、脊髄、背根神経節を除去することを義務化する。それから、年齢を問わず全月齢の牛の回腸遠位部も除去することを義務化するというような発表を行っております。

それから、AMRといいまして、高圧で骨に付着した肉を採取する方法があるんですけども、この原料として30 か月齢以上の牛の脊柱を使うことを禁止することを発表しております。

それから、牛の固体識別制度を早急に導入するということも発表しております。

次の4ページから7ページに掛けて、日本が行った政府合同調査の結果を載せてあります。7ページの最後の部分に「まとめ」というのがございまして、その調査結果につきましては、特に(2)(3)(4)のところにございますように、米国とカナダでは牛肉産業が強く統合されているということ、それから(3)にございますように、米国の肉骨粉等の牛への給与禁止措置の実行性については、交差汚染、反すう動物の肉骨粉を反すう動物に給与することのみにしているもので、もしかしたら豚とか鶏用に仕向けられた牛の肉骨粉が間違っって牛に与えられたりする、そういった交差汚染の可能性も否定できない。

以上のようなことから、米国とカナダではBSEに関する汚染状況に大きな相違があるとみなすことは困難であり、今後、米国においてBSEが発生しないという保証はないといった調査結果をまとめております。

それから、9ページに、2月4日に国際調査団が米国の農務省に提出した報告の概要を整理してございます。米国がとった追加措置では一部不十分というような形で、下の勧告がなされております。4の(2)でございますけれども、米国は30 か月齢の特定危険部位を除去するという決定をしたわけですが、国際調査団によれば12 か月齢を超える牛について除去すべきというような勧告がなされております。

それから、サーベイランスにつきましては、米国は2万頭を4万頭に増やすというような発表をしたわけですが、それでは不十分で、30 か月齢を超えるすべてのリスク牛、すなわちBSEの症状を表した牛、死亡牛、切迫と殺牛は検査すべき。

それから、と畜場での健康牛の検査については、全頭は検査する必要はないけれども、30 か月齢を超える健康牛については、抽出して検査すべきというような勧告を行っております。

BSEの診断については、現在米国ではアイオワ州にあるナショナル・レタリナリー・サービス・ラボラトリーという国立の研究所1か所でしか確定診断が行われていないんですけれども

も、それ以外にも迅速検査法をスクリーニング用に採用して、そのスクリーニング検査をできる施設を複数設置すべきというような勧告を行っております。

それから、飼料規制についても、現在は反すう動物由来の肉骨粉を反すう動物へ給与することを禁止しているということで、部分的なフィード・バンになっておりまして、これでは交差汚染を防止できないので、すべてのほ乳動物及び家禽の肉骨粉を反すう動物へ給与することを禁止すべきというような勧告も行っております。

あと、10 ページから 12 ページに、今まで 2 回行われました日米会合の概要についてまとめてございますけれども、第 1 回目の会合では、米国における B S E の発生をめぐる事実関係について主に米国側から報告があったと。

それから、第 2 回目の会合については、日本側から調査団の調査結果について説明したということにとどまっております、特に科学的といいますか、技術的な議論はなされていないというのが現状でございます。

あと、13 ページに B S E と関連があるとされる新型クロイツフェルト・ヤコブ病との関連についての当委員会がホームページに載せております Q & A を掲載させていただきました。

B S E に関する現在の状況ですけれども、米国政府との協議につきましては、現在のところリスク管理機関でございます厚生労働省と農林水産省が中心になって協議を行っております。現時点では、両省の措置と米国産の牛肉が輸入を停止されているということで、結果的に安全性は確保されているということで、当委員会といたしましては将来的に輸入を再開するときの輸入条件等について、当委員会に意見を求められたり、リスク評価を求められたりすることも想定されるということで、情報収集をするにとどめているという状況でございます。

米国の B S E に関しましては以上でございます。

それから、続きまして、資料 5 に基づきまして我が国における高病原性鳥インフルエンザの状況について御説明させていただきます。

1 ページから 2 ページに、今までの高病原性鳥インフルエンザの発生状況、それから、当委員会の対応につきまして時系列的にまとめてございます。

1 月 12 日に、山口県で日本では 79 年ぶりになる高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されまして、更に 2 月 17 日に大分県で 2 例目。それから、2 月 28 日に京都府で国内第 3 例目。それから、3 月 5 日に同じく京都府で 4 例目の高病原性鳥インフルエンザが確認されております。

当委員会の対応といたしまして、厚生労働省、農林水産省から報告を受けるとともに、特に高病原性鳥インフルエンザが食品を介して人に感染した事例というのはございませんけれど

も、風評被害等が生じるのを防止する観点から、1月29日には食品安全委員会にウイルス専門調査会の座長の田代専門委員に出席していただいて科学的に議論をしたり、当委員会の見上委員にテレビに出演していただいて、鶏肉、卵の安全性について解説していただくといったような形で、情報の提供のとどめているということでございます。

あと、3月4日の第35回食品安全委員会におきまして、鳥インフルエンザ不活化ワクチンを接種した鶏に由来する食品の安全性につきまして、食品健康影響評価の要請がございまして、これは義務的諮問事項になっていることもございまして、ワクチンを接種した鶏に由来する食品の安全性について諮問がございまして、次のページになりますが、3月10日に動物用医薬品専門調査会におきまして審議いたしまして、11日に審議結果について意見募集をスタートしております。

それから、前後いたしますけれども、1ページの一番下ですが、3月9日に「国民の皆様へ」ということで4府省連名で都道府県に通知を出しております。これにつきましては、後で詳しく説明させていただきます。

あとは、2ページ目でございますように、3月13日に有明のTFTホールで鳥インフルエンザ、BSEに関する講演会。16日に鳥インフルエンザについての新聞広告、それから、17日、昨日ですけれども「食の安全・安心フォーラム in ちば」というものを開催いたしまして、鶏肉、卵の安全性について解説したり、鳥インフルエンザについての講演等を行っております。

今後の予定といたしましても、食品に関するリスクコミュニケーション、それから、講演会等を計画しております。

3ページ以降につきましては、3月9日に4府省連名で発出いたしました「国民の皆様へ」という文書を添付してございます。鳥インフルエンザにつきましては、鶏肉、卵を介して人に感染したという事例はないわけですが、発生農場の事業者が自主的に回収しているといったこともありまして、こういった取組が鶏肉や鶏卵の安全性について不安や混乱を招いているということで、食品衛生の観点からは卵や鶏肉を回収する必要はないということと呼び掛けております。

それから、勿論、鳥インフルエンザは過去に、鶏に直接接触したりすることによって人へまれに感染した事例もあるということで、注意を2と3で呼び掛けております。人への感染のリスクというのは低いと。人から人へうつった事例は今までにないということ。

それから、3で、飼っている鳥や野鳥が原因がわからないまま次々に連続して死んでしまうというようなことがあった場合には、お近くの獣医師とか家畜保健衛生所等に御相談してください。

5ページで、野鳥が死んでいるような場合にも、触らなければ基本的には勿論安全なわけですが、密集して死んでいるような場合には御連絡くださいというような呼び掛けをしています。

6ページ以降は、当委員会のホームページに載せておりますQ&Aでございます。

鳥インフルエンザに関しましては、要約いたしますと当委員会といたしましては、鶏肉、卵を介して人に感染した事例はないということで、安全性につきまして国民に正しい情報を提供することと、もう一つ、ワクチンを接種した鶏に由来する食品の安全性につきましてリスク評価をすると、この2つについて行っているということでございます。

○丸山座長 ありがとうございます。

BSEと鳥インフルエンザのことにに関して、安全委員会の対応ということについてお話をいただきました。御意見・御質問があったらお受けしたいと思います。

○飯島専門委員 非常に国民にわかりやすく広報していると思いますが、まだまだ私は足りないのではないかと思います。例えばBSEの問題について、この資料を見ると、主役は農水省であったり、厚労省であったり、外務省であったりというような部分が少し見える気がします。個人的にですが、安全委員会の顔が見えないような感じがします。

もう一つ、鳥インフルエンザの資料を見させていただいて、先ほど科学的根拠がないとおっしゃっていましたが、例えば、資料5の7ページに「わずかですが、香港、タイ、ベトナムなどで、生きた鳥と密接に接触することによりヒトに感染した例が報告されています。」という部分がありますが、国民はわからない部分が怖いのではないかと思います。できればこのような部分の情報開示もしていただけたらと個人的には思います。

以上でございます。

○丸山座長 それに関して、何かございますか。

○杉浦情報・緊急時対応課長 2番目の鳥インフルエンザの人に感染しにくいという情報につきまして、今日の資料ではQ&Aしか添付していないんですけれども、見上委員の提案で、どうして卵や鶏肉を食べても人に感染しにくいのかという、もう少し具体的でわかりやすい情報を図などを使ってホームページに掲載させていただいております。

BSE、鳥インフルエンザに関して食品安全委員会の顔が見えないということでございますが、BSEに関しては少なくとも現時点では輸入を停止していることで安全性については確保されているという中で、先ほど申し上げましたが、食品安全委員会としては情報収集に努めております。

それから、鳥インフルエンザにつきましても、食品を介して感染しないので、食品安全委員

会があまり中心になると、かえって誤解を招きかねないという部分もございますので、現在までのような対応になっているということでございます。

○丸山座長 ありがとうございます。

そのほか、この2つの対応につきまして何かございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今日予定しました審議をこれで終わらせていただくんですが、1つ先ほど元井先生から御指摘をいただいたんですが、資料3－1の基本指針の4ページの一番下から2行目なんですけれども、この番号はこれでいいのでしょうかということです。「必要に応じ、6(1)①」で、これは「6」ではなしに「5」ではないでしょうか。

○鈴木（章）課長補佐 修正させていただきます。

○丸山座長 元井先生、ほかにございますか。

○元井座長代理 ございません。

○丸山座長 それでは、今日の議事をこれで終わらせていただきます。審議の進め方につきまして御協力いただきまして、どうもありがとうございました。

事務局から何か御連絡はございましょうか。

○杉浦情報・緊急時対応課長 特にございません。

○丸山座長 では、これで終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。